

細島港臨海工業地帯の低レベル放射性廃棄物の早期処理を求める意見書

本県の細島港臨海工業地帯一区には、かつて民間企業が行ったウラン濃縮実験に伴う低レベル放射性廃棄物（低レベルのウラン含有固体と極低レベルのウラン汚染物）の貯蔵施設があり、放射線管理区域となっている。

この低レベル放射性廃棄物の処分については、国における基本方針（平成20年法律第51号）が決定し、さらにこの方針に基づき日本原子力研究開発機構が、埋設処分業務の実施に関する計画を策定し、国の認可を受け事業を実施することとなったところである。

しかしながら、この計画では、低レベル放射性廃棄物の埋設処分について、未だその埋設候補地さえ決定されていない状況となっている。

貯蔵施設のある細島一区は、国の重点港湾に指定された細島港に隣接し、本県ではこの港を核とした物流拠点づくりを目指しているところであるが、今後のグランドデザインを描く上で支障をきたすことが懸念されるとともに、東海・東南海・南海地震、さらには日向灘地震との連動による巨大地震も想定され、住民の不安が高まる中、地元自治体をはじめ、住民、放射性廃棄物を管理する企業からも可能な限り早期の処分を求める声が上がっている。

よって、国においては、放射性廃棄物の埋設処分事業の早期実現に向けて全力で取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	西 岡 武 夫 様
内 閣 総 理 大 臣	野 田 佳 彦 様
内 閣 官 房 長 官	藤 村 修 様
文 部 科 学 大 臣	中 川 正 春 様